4　DME

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
東京DME	国土交通大臣東京都千代田区	N35° 34′ E139° 46′ 東京都大田区	1,208	3	なし	ＴＴＥ	24時間	令和７年10月２日	東京ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									
たいろDME	上欄に同じ	N34° 05′ E139° 34′ 東京都三宅島三宅村	1,016	1.5	なし	ＴＩＥ	24時間	令和７年９月４日	たいろＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
雄山DME	上欄に同じ	N34° 04′ E139° 34′ 東京都三宅島三宅村	1,110	1.5	なし	ＭＯＥ	24時間	平成17年１月20日（令和７年９月４日から令和８年５月13日まで供用休止）	雄山ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									

4　DME

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
羽田DME	国土交通大臣東京都千代田区	N35° 34′ E139° 46′ 東京都大田区	1,020	3	なし	ＨＭＥ	24時間	昭和44年７月24日（平成25年２月７日から供用再開）	羽田ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									
雄山DME	上欄に同じ	N34° 04′ E139° 34′ 東京都三宅島三宅村	1,110	1.5	なし	ＭＯＥ	24時間	平成17年１月20日（平成22年３月11日から供用再開）	雄山ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
（略）									

附　則

この告示は、令和七年九月四日から施行する。ただし、第一項の表羽田ＶＯＲ項及び第四項の表羽田ＤＭＥ項の改正規定は、令和七年十月二日から施行する。